

PASMOオートチャージサービス入会申込書 (OPクレジットカード会員専用申込書)

株式会社パスモ 御中
小田急電鉄株式会社 御中

私は、株式会社パスモに対し、オートチャージサービス取扱規則(個人情報の取扱いに関する重要事項を含む)等の内容に同意のうえ、オートチャージサービスの利用を申し込みます。また、私が指定したPASMOのバリューを使用した情報のうち小田急電鉄株式会社にかかわる情報および再発行等によるPASMO交換情報ならびにオートチャージ登録情報(クレジット番号およびPASMO番号)を、小田急ポイントカード特約第2項に定める目的のため、株式会社パスモが小田急電鉄株式会社に提供することに同意します。また、私は、小田急電鉄株式会社に対して、私が指定したPASMOのバリューを使用した情報のうち小田急電鉄株式会社にかわる情報および再発行等によるPASMO交換情報ならびにオートチャージ登録情報(クレジット番号およびPASMO番号)を、小田急ポイントカード特約第2項に定める目的のため、取り扱われることに同意します。

◆お申込者記入欄1 (お申し込みの記名PASMOの指定)

※お手持ちのPASMOに登録している情報と同じものをご記入ください。

※オートチャージサービス取扱規則などについては3頁目をご覧ください。

※登録する際に必要となりますので、PASMOに登録したお名前フリガナ(カタカナ)をはっきりご記入ください。

お名前 ご本人 (自署)	フリガナ																		
	姓								名										
生年月日	西暦							年				月				日	性別	男	女
※該当する方を○で囲ってください																			
PASMO裏面 右下に記載の 17桁の英数字	P	B																	



◆お申込者記入欄2 (決済クレジットカードの指定)

私は、オートチャージサービス取扱規則第15条に規定するオートチャージ額の支払いを、下記に指定するクレジットカードを利用して決済いたします。
※クレジットカード会社に登録している情報と同じものをご記入ください。

※お申し込みされるお客さまご自身のクレジットカード番号(表面16桁の数字)をご記入ください。
※お申し込みされるクレジットカードの名義人は、お申し込みのPASMOの名義人と同一である必要があります。

OPクレジット・JCB JALカード OPクレジット	3	5	4																	
OPクレジット・ Visa	一般	4	9	8	6	6	0													
	ゴールド	4	5	6	6	6	0													
OPクレジット・ Mastercard®	一般	5	2	0	8	6	0													
	ゴールド	5	2	9	6	6	0													
有効期限(月/年)																				

記名PASMO裏面の番号をご記入ください。

1名のみのお申し込みとなります。いずれか1つの欄にカード番号をご記入ください。



PASMOオートチャージサービスの有効期限はクレジットカードの有効期限と同一です。
お手持ちのクレジットカードの有効期限が間近な場合、PASMOオートチャージサービスの設定ができない場合がございますので、更新カードが届いてからお申し込みください。

◆お申込者記入欄3 (ご案内ハガキの送付先) ※必ずご記入ください。

ご案内ハガキ 送付先住所	〒																			
	フリガナ																			
	都道府県																			
ご連絡先電話番号																				

フリガナを含め必ず全項目ご記入ください。全ての赤枠内のご記入がない場合、不備となりお申し込みを受け付けることができません。

お申込日 年 月 日

当社
使用欄1

お手持ちのPASMOについて

【ご注意①】お手持ちのPASMOはお申込者ご本人名義の記名PASMOですか?
PASMOの表面をご確認ください。お客さまのお名前が印字されていますか?

【ご注意②】お客さまのPASMO登録情報と合っていますか?
PASMOの登録情報と異なった情報が記載された場合、登録情報不一致となり、PASMOオートチャージサービスの申し込みを受け付けることができません。
PASMO登録情報について不明の場合は、PASMO鉄道事業者の駅窓口へお問い合わせください。

【ご注意③】お手持ちのPASMOはすでにオートチャージが設定されていますか?
お手持ちのPASMOがすでにPASMOオートチャージサービス設定済みPASMOである場合、お申し込みいただけません。
(PASMOオートチャージサービスの有効期限満了後、6カ月間を含む)

お手持ちのOPクレジットカードについて

【ご注意】お手持ちのOPクレジットカードは、ご本人名義ですか?
オートチャージの決済クレジットカードは、お申込者ご本人名義のクレジットカードに限り、ご本人以外のクレジットカードの場合はPASMOオートチャージサービスの申し込みができません。

ご投函前にご確認ください!!

- PASMOの番号に誤りはありませんか。
- クレジットカード番号、有効期限に誤りはありませんか。
- すべての項目に記入されていますか。
- PASMOはすでにオートチャージ設定されていませんか。

PDF版 当社使用欄2

【お申し込みにあたっての注意事項】
※モバイルPASMO・Apple PayのPASMOでのPASMOオートチャージサービスは、本申込書ではお申し込みできません。
※本申込書ではOPクレジットカード、JALカード OPクレジット以外のクレジットカードでPASMOオートチャージサービスをお申し込みできません。
※無記名PASMO、小児用PASMO、介護者PASMO(介護者用)ではお申し込みいただけません。
※お手持ちのOPクレジットカード、JALカード OPクレジットですすでにPASMOオートチャージサービスをお申し込みいただいている場合、新たなお申し込みはできません。(1枚のOPクレジットカード、JALカード OPクレジットに対して、2枚以上のPASMOにオートチャージサービスをお申し込みいただくことはできません。)
※株式会社パスモおよびクレジットカード会社の審査によりご希望に沿えない場合もございますので、予めご了承ください。
※本申込書のご返却はいたしかねますので、ご了承ください。
※本申込書の商品・サービスは2026年1月現在のものです。

※PASMO・モバイルPASMOは株式会社パスモの登録商標です。 ※Apple PayはApple Inc.の商標です。
※PASMOオートチャージサービスは、株式会社パスモが提供するサービスです。

宛名ラベルを印刷していただき、封筒に貼り付けてご郵送をお願いします。※封筒はお客様自身でご用意をお願いします。

宛名ラベル

印刷して点線で切り取ってください。

料金受取人払郵便

東京国際局
承認
0253

差出有効期間
2027年6月30日
まで
(切手を貼らずに
ご投函ください)

1 3 8 - 8 7 9 0

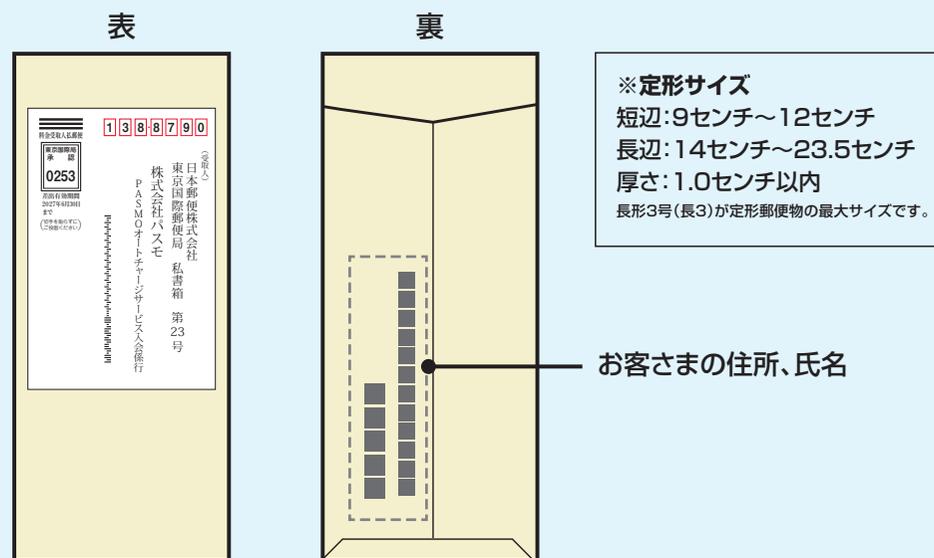
(受取人)
日本郵便株式会社
東京国際郵便局 私書箱 第23号
株式会社。パスモ

P A S M O オートチャージサービス入会係行

✂ キリトリ線

ご利用方法

- 1 左記のラベルを、サイズ(A4判)を変えずに表裏とも白色の用紙に印刷してください。
- 2 点線で切り取り、定形サイズの封筒に貼り付けて、ご利用ください。
(糊付けする際は、はがれないように、しっかりとお貼りください。)
- 3 封筒の裏側に、お客様の住所、氏名をご記入ください。
- 4 入会申込書を封入の上、ご郵送ください。



ご注意

- 1.印刷の際はサイズの変更(拡大、縮小)をせず、実寸(A4判)で表裏とも白色の用紙で印刷してください。
- 2.封筒の裏側に、住所、氏名をご記入ください。
- 3.印刷のカスレ(不鮮明)、ズレ等がある場合、受付で不備になる場合がございます。

株式会社パスモ オートチャージサービス取扱規則

第1章 総則

（目的）第1条 この規則は、株式会社パスモ（以下「当社」という。）が定めた「PASMO取扱規則」、「PASMO取扱規則に関する特約」、「モバイルPASMO及びApple PayのPASMO会員規約」及び「除がい者用PASMO取扱規則」に関連して定める規則であり、当社と第4条第1項に定める会員契約を行った「PASMO取扱規則」に定める会員規約（以下「PASMOカードの場合」）、又は携帯情報端末・特定携帯情報端末における所定のアプリケーション操作（「モバイルPASMO及びApple PayのPASMO会員規約」第3条に定める会員登録が未了の場合）には同会員登録を含む。）を行うことにより（モバイルPASMO又はApple PayのPASMOの場合）、更新の手続きを行わなければならない。

4 期限内に前項の更新の手続きを行わなかった場合は、有効期限の到来をもって退会となる。ただし、当社が特に認めた場合には、退会を取り消すことがある。

5 会員が第2項の更新を認めなかった場合、会員は有効期限の到来をもって退会となる。

（適用範囲）第2条 PASMOにかかわる取扱いのうち、オートチャージサービス等にかかわる取扱いは、この規則の定めるところによる。この規則に定めのないPASMOの取扱いについては、「PASMO取扱規則」、「PASMO取扱規則に関する特約」、「モバイルPASMO及びApple PayのPASMO会員規約」及び「除がい者用PASMO取扱規則」の定めるところによる。

2 決済カードの取扱いについては、決済カードの規約の定めるところによる。

3 当社は、この規則を相当な範囲で変更することができる。この場合、当社は変更の時期及び変更内容を予め当社ウェブサイトに掲載する。

4 前項の変更後、会員がオートチャージ等の使用を行ったときは、当社は会員が当該変更内容を承認したものとみなす。

5 この規則が改定された場合、以後のオートチャージサービス等についての取扱いは、改定された規則の定めるところによる。

（用語の意義）第3条 この規則における主な用語の意義は、次の各号に掲げたとおりとする。

- 「会員」とは、当社とオートチャージサービスの提供にかかわる契約を結んだ、記名PASMOの使用者をいう。
- 「決済」とは、会員が決済カードにより利用代金を支払うことをいう。
- 「決済カード」とは、オートチャージサービス等にかかわる利用代金が生じること、当社への決済手段として使用するために登録したクレジットカードをいう。
- 「オートチャージ設定情報」とは、オートチャージサービスを提供するために、記名PASMOに記載された情報をいう。
- 「オートチャージPASMO」とは、オートチャージ設定情報が記録された記名PASMOをいう。
- 「新規設定PASMO」とは、記名PASMOであるPASMOカード交付時にオートチャージ設定情報を記録することにより、オートチャージPASMOにした新規PASMOカードをいう。
- 「設定情報追加」とは、交付又は発行済みの記名PASMOにオートチャージ設定情報を記録することにより、当該PASMOをオートチャージPASMOにすることをいう。
- 「実行判定金額」とは、改札機においてオートチャージ実行可否の判定をする金額をいう。
- 「実行金額」とは、改札機においてオートチャージする金額をいう。
- 「クイックチャージ」とは、会員が、決済カードで決済する条件で、PASMO取扱事業者が定める特定の自動券売機等において、オートチャージPASMOにチャージすることをいう。

第2章 オートチャージ会員契約

（会員登録と契約の成立）第4条 オートチャージサービスの会員契約は、会員希望者が、この規則及びこれに基づいて定められた規程を承認かつ同意し、当社が定めた手続きに基づいて当社指定の申込方法で登録希望の申込みを行い、当社指定のクレジットカード会社が登録希望のあったクレジットカードを決済カードとして承認し、第7条に定めるオートチャージ設定情報追加の登録を行ったとき、又は当社において、新規設定PASMOの交付のための会員登録手続きを完了したときに、当社と会員の間において成立する。なお、クイックチャージは、オートチャージサービスの自動付帯サービスとする。

- 次の各号のいずれかに該当する場合、当社は会員希望者の会員登録を承認しない。この場合、会員希望者が申込みのために提出又は入力した情報等は、当社が特に認めた場合を除き、返却しない。なお、本条に基づく会員希望者の不利益に対し、当社はその責めを負わない。
- 1 申込み方法の誤りや、提出又は入力した情報等における不足、不鮮明、その他申込みの不備があった場合
- 2 会員希望者、記名PASMOの使用者、登録希望のあった決済カードの名義人が同一でない場合、又は生年月日と性別が一致しない場合
- 3 登録希望のPASMOが無記名PASMOである場合
- 4 登録希望のPASMOが介護者PASMOである場合
- 5 登録希望のPASMOがオートチャージサービスの有効期限内、又は申込み時においてオートチャージサービスの有効期限到来による退会後6箇月以内のPASMOである場合
- 6 登録希望のPASMOが一体型PASMOの場合で当該一体型PASMO以外のクレジットカードを決済カードとする申込みの場合、又は登録希望の決済カードが一体型PASMOの場合で当該一体型PASMO以外のPASMOへの設定情報追加を希望する申込みの場合
- 7 登録希望の決済カードが当社指定のクレジットカードではない場合
- 8 登録希望の決済カードがすでにオートチャージサービスの会員登録がされたクレジットカードである場合、又はPASMOの払いもどしを行った後の一体型PASMOである場合（一体型PASMOの移替による払いもどしの場合を含む。）
- 9 登録希望の決済カードを取り扱うクレジットカード会社が、会員希望者のクレジットカードを決済カードとして承認しなかった場合
- 10 その他当社が会員希望者を会員とすることを不適当と判断した場合

（新規設定PASMOの契約の成立）第5条 新規設定PASMOを交付する際の、記名PASMOの提供にかかわる契約は、「PASMO取扱規則」にかかわらず、オートチャージサービスの会員登録手続きが完了したときに、当社と記名PASMOの使用者の間において成立する。

（デボジットの収受方法）第6条 新規設定PASMO（一体型PASMOを除く。）を発売する際のデボジットは、決済カードから収受する。

（オートチャージ設定情報追加の登録）第7条 会員希望者は、オートチャージサービスの提供を受けるために、当社所定の手続きにより設定情報追加の申込みを行い、当社から設定情報追加の通知を受け、当該通知に記載された期限内に、オートチャージ設定情報を変更できるPASMO鉄道事業者に当該通知を提示することにより（PASMOカードの場合）、又は携帯情報端末・特定携帯情報端末における所定のアプリケーション操作を行うことにより（モバイルPASMO又はApple PayのPASMOの場合）、記名PASMOへ設定情報追加を行わなければならない。ただし、すでにオートチャージサービスが設定されたPASMOカードについて「PASMO取扱規則に関する特約」第14条に定める発行替えが行われたときは上記の手続きを代えて「モバイルPASMO及びApple PayのPASMO会員規約」第3条に定める会員登録を行うものとする。また、すでにオートチャージサービスが設定されたPASMOカードについて「PASMO取扱規則に関する特約」第15条に定める発行替えが行われたときはいずれの手続きも要しないが、「モバイルPASMO及びApple PayのPASMO会員規約」第3条に定める会員登録を行わないままでは利用できないサービスがある。

（オートチャージサービスの有効期限）第8条 オートチャージサービスには有効期限を設定する。会員の有効期限は当社から通知する。ただし、すでにオートチャージサービスの有効期限が設定されたPASMOカードについて「PASMO取扱規則に関する特約」第14条及び第15条に定める発行替えが行われたときは従前の有効期限を引き継ぐものとし、再度の通知を行わない。

- 会員の有効期限が到来する場合で、当社及び会員の決済カードを取り扱うクレジットカード会社が引続き会員と認められる場合には、有効期限を更新する。更新の手続きは当社から通知する。
 - 前項の通知を受けた会員は、有効期限が到来する前に、オートチャージ設定情報を変更できるPASMO鉄道事業者に当該通知を提示することにより（PASMOカードの場合）、又は携帯情報端末・特定携帯情報端末における所定のアプリケーション操作（「モバイルPASMO及びApple PayのPASMO会員規約」第3条に定める会員登録が未了の場合）には同会員登録を含む。）を行うことにより（モバイルPASMO又はApple PayのPASMOの場合）、更新の手続きを行わなければならない。
 - 期限内に前項の更新の手続きを行わなかった場合は、有効期限の到来をもって退会となる。ただし、当社が特に認めた場合には、退会を取り消すことがある。
 - 会員が第2項の更新を認めなかった場合、会員は有効期限の到来をもって退会となる。
- （個人情報の取扱い）第9条** 会員希望者がオートチャージサービスの会員登録を申し込みときに申込書に記載した（PASMOカードの場合）、若しくは携帯情報端末・特定携帯情報端末における所定のアプリケーション操作を行い入力した（モバイルPASMO又はApple PayのPASMOの場合）、又は決済カードを取り扱うクレジットカード会社の会員希望者から同意を得て当社へ提供した個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ。）のうち、次の各号に掲げる個人情報は当社が管理する。

- （1）記名PASMOにかかわる個人情報
 - （2）オートチャージPASMO、又はオートチャージPASMOにかかわる通知・案内の送付先住所、連絡先住所、連絡先電話番号、メールアドレス、決済カード番号・有効期限、及びクレジットカード会社に登録の電話番号
- 2 当社は、取得した個人情報、次の各号の目的で利用する。
- （1）会員及び会員希望者の本人確認
 - （2）オートチャージサービス等にかかわる利用代金の決済
 - （3）当社から会員へのオートチャージPASMO及びオートチャージPASMOにかかわる通知・案内の送付
 - （4）当社から会員及び会員希望者に連絡する必要がある場合の連絡先の確認
 - （5）この規則に定めるところによるオートチャージサービス等にかかわるサービスの実施及び改善
- 3 前各号のほか、記名PASMOに関して当社が取得した個人情報の取扱いには、「PASMO取扱規則」、「PASMO取扱規則に関する特約」及び「モバイルPASMO及びApple PayのPASMO会員規約」に定めるところによる。

（会員の退会）第10条 次の各号のいずれかに該当する場合、会員は退会となる。

- （1）会員の不在等により、新規設定PASMOを交付できなかった場合
- （2）会員がオートチャージサービスを解約できるPASMO鉄道事業者に当該事業者が定める申請書を提出し、かつ公的証明書等とPASMOを提示してオートチャージサービスの解約を申請し、手続きが完了した場合（PASMOカードの場合）、又は携帯情報端末・特定携帯情報端末における所定のアプリケーション操作（「モバイルPASMO及びApple PayのPASMO会員規約」第3条に定める会員登録が未了の場合）には同会員登録を含む。）を行い、オートチャージサービスの解約を申請し、手続きが完了した場合（モバイルPASMO又はApple PayのPASMOの場合）
- （3）会員のオートチャージPASMOが失効した若しくは無効であったこと、又は払いもどされたことが判明した場合（一体型PASMOの移替による払いもどしの場合を含む。）
- （4）会員の決済カードが無効又は解約となったことが判明した場合
- （5）会員登録後に、会員の申込みが会員登録を承認しない事項に該当することが判明した場合
- （6）クレジットカード会社が、会員のクレジットカードを決済カードとする承認を取り消した場合
- （7）その他この規則に定める会員の退会事由に該当した場合

- 退会による会員の損害に対し、当社はその責めを負わない。また、当社が特に認めて退会を取り消した場合は、退会を取り消すまでの間の会員、一切の利益に対し、当社はその責めを負わない。
- 3 会員は、退会後であっても、退会前に発生したオートチャージサービス等にかかわる利用代金の支払いについてはこの規則が適用されることを了承する。
- 4 会員のPASMOが一体型PASMOで、当該PASMOにかかわる契約にオートチャージサービスの解約制限にかかわる定めがある場合には、第1項第2号に定めるオートチャージサービスの解約手続きをすることができない。
- 5 オートチャージサービスを解約した又は退会となった場合には、クイックチャージに関するサービスも退会となる。
- 6 クイックチャージに関するサービスだけ解約することはできない。

（交付できなかった新規設定PASMOの失効）第11条 会員に交付できなかった新規設定PASMOは、会員登録の翌日を起算日として、1年間を経過した場合は失効する。

- 前項より失効した場合は、記名PASMOの使用者はデボジットの返却を請求することはできない。（オートチャージPASMOが無効となる場合）第12条 オートチャージPASMOは、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効として回収又は退会処理を行うことがある。この場合、デボジット（一体型を除くPASMOカードの場合）及びPASMOに記載されている一切の金銭的価値及びPASMO取扱事業者が発売した乗車券等は返却しない。
- （1）決済カードの名義人ではない者が、名義人と偽って会員登録したことが判明した場合
- （2）その他不正な手段で会員登録をしたことが判明した場合

第3章 オートチャージサービス等の提供

（オートチャージPASMOの使用方法及び制限事項）第13条 新規設定PASMO（一体型PASMOを除く。）には、署名欄に当該PASMOに記載された会員の氏名を記載しなければならない。

2 設定情報追加を行う交付又は発行済みPASMOは、第7条に定める設定情報追加の手続きを完了後に、オートチャージPASMOとして取り扱う。

- 会員は、オートチャージPASMOの実行判定金額及び実行金額を、オートチャージ設定情報を変更できるPASMO鉄道事業者に申し出ることにより（PASMOカードの場合）、又は携帯情報端末・特定携帯情報端末における所定のアプリケーション操作（「モバイルPASMO及びApple PayのPASMO会員規約」第3条に定める会員登録が未了の場合）には同会員登録を含む。）により（モバイルPASMO又はApple PayのPASMOの場合）、変更することができる。
- 4 会員登録後のオートチャージPASMOは、記名PASMOとして取り扱う。（オートチャージサービス等の制限又は停止）第14条 当社は次の各号に該当する場合、オートチャージサービス等の取扱いを制限又は停止することがある。

- （1）天災、停電、通信事業者の通信設備異常、コンピュータシステム異常等の不可抗力により、オートチャージサービス等の取扱いが困難であることが認められた場合
- （2）コンピュータシステム の保守等やむを得ない事情により、当社がオートチャージサービス等の取扱いの中止を必要と判断した場合
- 2 本条に基づくサービスの制限又は停止に対し、当社はその責めを負わない。（オートチャージ）第15条 オートチャージPASMOは、次の各号の条件をすべて満たすときには、PASMO鉄道事業者が定める改札機において当該改札機による改札を受けて入場する際及び入場処理がされているもの出場処理されていないPASMOにより、又は改札を受けて出場する際に、オートチャージする。

- （1）オートチャージPASMOに記載されたオートチャージサービスの有効期限が期限内であるとき。
- （2）オートチャージPASMOのバリュール残額が会員の設定した実行判定金額以下であるとき。ただし、実行判定金額は1,000円から10,000円までの千円単位の金額とし、会員が特段の設定をしないときは2,000円とする。
- （3）当該オートチャージを行っても、当日のオートチャージ累計額（オートチャージとクイックチャージの累計額をいう。以下同じ。）が10,000円以下、かつ当月1日からのオートチャージ等累計額が50,000円以下であるとき。
- 2 オートチャージする金額は会員の設定した利用金額とし、この金額はオートチャージサービス等にかかわる利用代金として決済カードから収受する。ただし、実行金額は1回あたり1,000円から10,000円までの千円単位の金額とし、会員が特段の設定をしないときは1回あたり3,000円とする。
- 3 前各項目にかかわらず、クレジットカード会社が会員の決済カードによる利用代金の決済を承認しない場合、又は提携先の都合により一体型PASMOのクレジットカード機能が利用できない場合には、オートチャージできないことがある。なお、本項に基づく会員の不利益に対し、当社はその責めを負わない。

- 4 実行したオートチャージを取り消すことはできない。（クイックチャージ）第16条 オートチャージPASMOは、次の各号の条件をすべて満たすときには、クイックチャージすることができる。

- （1）オートチャージPASMOに記載されたオートチャージサービスの有効期限が期限内であるとき。
- （2）当該クイックチャージを行っても、当日のオートチャージ累計額が10,000円以下、かつ当月1日からのオートチャージ累計額が50,000円以下であるとき。
- 2 クイックチャージを行う金額は、オートチャージサービスで設定している実行金額の定めによらず、PASMO取扱事業者が定める自動券売機等と選択可能な金額から会員が任意に選択した金額（ただし、チャージ後のバリュール残額が20,000円を超えない範囲とする。）とし、この金額はオートチャージサービス等にかかわる利用代金として決済カードから収受する。
- 3 前各項目にかかわらず、クレジットカード会社が会員の決済カードによる利用代金の決済を承認しない場合、又は提携先の都合により一体型PASMOのクレジットカード機能が利用できない場合には、クイックチャージできないことがある。なお、本項に基づく会員の不利益に対し、当社はその責めを負わない。
- 4 実行したクイックチャージを取り消すことはできない。

第4章 オートチャージPASMOの効力・再発行

（新規設定PASMOの氏名の再表示）第17条 新規設定PASMOの署名が不明又は不明瞭となったときは、当該記名PASMOは使用することができない。

- 2 前項の場合、使用者は、PASMO鉄道事業者に氏名等券面に表示すべき事項の再表示を請求しなければならない。

（誤署名による新規設定PASMOの交換）第18条 使用者が新規設定PASMO（一体型PASMOを除く。）の署名を誤記入した場合は、当該記名PASMOは使用することができない。

- 2 前項の場合、使用者は、PASMO鉄道事業者にて記名PASMOの交換を請求しなければならない。（オートチャージサービス等の免責事項）第19条 オートチャージPASMOを紛失した使用者が当該PASMOの紛失再発行の取扱いを行わなかった期間、及び紛失したオートチャージPASMOの再発行整理発行日（PASMOカードの場合）、又は再発行登録申請日（モバイルPASMO又はApple PayのPASMOの場合）におけるオートチャージ、クイックチャージや払いもどし、バリュールの使用等で生じた使用者の損害については、当社はその責めを負わない。その他本規則に基づくことにより当社に帰責のない取扱いに関して生じる使用者の損害については、当社はその責めを負わない。
- 2 一体型PASMOにおける会員の退会による提携先のサービスの機能にかかわる使用者の損害等については、当社はその責めを負わない。
- 3 第7条及び第8条に定める当社が指定した有効期限を超過したためにオートチャージサービス等が利用できなかったことにより生じた使用者の損害については、当社はその責めを負わない。

第5章 オートチャージサービスの相互利用

（本社におけるオートチャージの取扱い）第20条 前各条の規定にかかわらず、次の各号に定める事業者（以下「他社」という。）の改札機において、当社は第15条の各項に定めるオートチャージの取扱いを行う。

- （1）埼玉新都市交通株式会社
 - （2）仙台空港鉄道株式会社
 - （3）東京モノレール株式会社
 - （4）東京臨海高速鉄道株式会社
 - （5）日本旅客鉄道株式会社
- 2 他社においてオートチャージの取扱いを行う改札機は、当該他社が定める。

【株式会社パスモ 個人情報の取扱いに関する重要事項】

お客様の個人情報の取扱いについて下記の事項をご確認の上、お申し込みください。

1. オートチャージサービスの会員希望者がオートチャージサービスの会員登録を申し込みときに申込書に記載した、又は決済カードを取り扱うクレジットカード会社が会員登録者から同意を得て当社へ提供した個人情報のうち、次の(1)～(2)に掲げる個人情報係株式会社パスモ（以下「当社」という。）が管理します。
 - (1) 記名PASMOにかかわる個人情報
 - (2) オートチャージPASMO又はオートチャージPASMOにかかわる通知・案内の送付先住所、連絡先住所、連絡先電話番号、メールアドレス、決済カード番号・有効期限、及びクレジットカード会社に登録の電話番号
2. 当社は、取得した個人情報、次の(1)～(5)の目的で利用します。
 - (1) 会員及び会員希望者の本人確認
 - (2) オートチャージサービスにかかわる利用代金の決済
 - (3) 当社から会員へのオートチャージPASMO及びオートチャージPASMOにかかわる通知・案内の送付
 - (4) 当社から会員及び会員希望者に連絡する必要がある場合の連絡先の確認
 - (5) オートチャージサービス取扱い規則に基づいてオートチャージサービス等にかかわるサービスの実施及び改善
3. 当社は、2のほか、オートチャージサービスのために購入した記名PASMOに関して取得した個人情報、次の(1)～(3)の目的で利用します。なお、次の利用目的の範囲内で当該PASMOの取扱いを行う鉄道・バス事業者からの照会に応じ、当該個人情報とその事業者から確認することがあります。
 - (1) 記名PASMOの購入・変更・払いもどし等の申込み内容の確認
 - (2) 当社から使用者に連絡する必要がある場合の連絡先の確認
 - (3) PASMO取扱規則等及びPASMOの取扱いを行う鉄道・バス事業者の旅客営業規則等に基づく記名PASMOにかかわるサービスの実施及び改善

※最新の取扱規則については、PASMOホームページでご確認ください。
※最新のPASMO取扱事業者・PASMOを取り扱う他事業者については、PASMOホームページでご確認ください。

【PASMOオートチャージサービスにおける個人情報の取扱いに関する重要事項】

1. 会員および入会を申し込まれた方（以下あわせて「会員等」といいます。）がOPクレジットカードをオートチャージ対象カードとして株式会社パスモが発行するオートチャージ用PASMOを申し込み、株式会社パスモが承認した場合は、そのOPクレジットカードが「OPクレジット・Visa」、「OPクレジット・Mastercard」の場合は小田急電鉄株式会社、「OPクレジット・JCB」、「JALカード OPクレジット」の場合は株式会社ジェーシービーが、会員の個人情報について以下のとおり取り扱います。
 - (1) オートチャージ用PASMOの発送および手続き上の連絡の利用目的のため、会員等が入会申込時および入会後に届け出た住所を株式会社パスモへ提供します。
 - (2) 会員等のPASMOへの登録およびPASMO取扱規則、オートチャージサービス取扱規則に定める利用目的に使用するため、会員等が入会申込時および入会後に届け出た性別、生年月日、および電話番号を株式会社パスモに提供します。
 - (3) 申し込んだPASMOでのオートチャージサービスに係る利用代金の決済の利用目的のために、カードの申し込みにより発行される会員等のカード番号、有効期限を株式会社パスモに提供します。

PASMOオートチャージサービス入会申込書 (OPクレジットカード会員専用申込書)

株式会社パスモ 御中
小田急電鉄株式会社 御中

私は、株式会社パスモに対し、オートチャージサービス取扱規則(個人情報の取扱いに関する重要事項を含む)等の内容に同意のうえ、オートチャージサービスの利用を申し込みます。また、私は、私が指定したPASMOのバリューを使用した情報のうち小田急電鉄株式会社にかかわる情報および再発行等によるPASMO交換情報ならびにオートチャージ登録情報(クレジット番号およびPASMO番号)を、小田急ポイントカード特約第2項に定める目的のため、株式会社パスモが小田急電鉄株式会社に提供することに同意します。また、私は、小田急電鉄株式会社にに対して、私が指定したPASMOのバリューを使用した情報のうち小田急電鉄株式会社ににかかわる情報および再発行等によるPASMO交換情報ならびにオートチャージ登録情報(クレジット番号およびPASMO番号)を、小田急ポイントカード特約第2項に定める目的のため、取り扱われることに同意します。

◆お申込者記入欄1 (お申し込みの記名PASMOの指定)

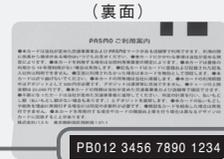
※オートチャージサービス取扱規則などについては3頁目をご覧ください。

※お手持ちのPASMOに登録している情報と同じものをご記入ください。

お名前 ご本人 (自署)	フリガナ	オダケユウ		ハナコ													
	姓	小田急		名	花子												
生年月日	西暦	1	9	9	4	年	0	8	月	0	1	日	性別	男	女		
PASMO裏面 右下に記載の 17桁の英数字	P	B	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4

※登録する際に必要となりますので、PASMOに登録したお名前のフリガナ(カタカナ)ははっきりご記入ください。

※該当する方を○で囲ってください



記名PASMO裏面の番号をご記入ください。

◆お申込者記入欄2 (決済クレジットカードの指定)

私は、オートチャージサービス取扱規則第15条に規定するオートチャージ額の支払いを、下記に指定するクレジットカードを利用して決済いたします。

※クレジットカード会社に登録している情報と同じものをご記入ください。

※お申し込みされるお客さまご自身のクレジットカード番号(表面16桁の数字)をご記入ください。	
※お申し込みされるクレジットカードの名義人は、お申し込みのPASMOの名義人と同一である必要があります。	
OPクレジット-JCB JALカード OPクレジット	3 5 4
OPクレジット- Visa	一般 4 9 8 6 6 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0
	ゴールド 4 5 6 6 6 0
OPクレジット- Mastercard®	一般 5 2 0 8 6 0
	ゴールド 5 2 9 6 6 0
有効期限(月/年)	0 0 月 / 2 0 0 0 年

1名のみのお申し込みとなります。いずれか1つの欄にカード番号をご記入ください。

1名のみのお申し込みとなります。いずれか1つの欄にカード番号をご記入ください。



PASMOオートチャージサービスの有効期限はクレジットカードの有効期限と同一です。お手持ちのクレジットカードの有効期限が間近な場合、PASMOオートチャージサービスの設定ができない場合がございますので、更新カードが届いてからお申し込みください。

◆お申込者記入欄3 (ご案内ハガキの送付先) ※必ずご記入ください。

ご案内ハガキ 送付先住所	〒	1	5	7	-	0	0	6	6					
	フリガナ	トウキョウトセタガヤクセイジョウ												
ご連絡先電話番号		0	9	0	-	0	0	0	1	-	0	0	0	0

東京 世田谷区成城11-22 ○○マンション201号

フリガナを含め必ず全項目ご記入ください。全ての赤枠内のご記入がない場合、不備となりお申し込みを受け付けることができません。

お申込日	2026年3月1日
当社 使用欄1	記入例

お手持ちのPASMOについて

【ご注意①】お手持ちのPASMOはお申込者ご本人名義の記名PASMOですか？

PASMOの表面をご確認ください。お客さまのお名前が印字されていますか？

【ご注意②】お客さまのPASMO登録情報と合っていますか？

PASMOの登録情報と異なった情報が記載された場合、登録情報不一致となり、PASMOオートチャージサービスの申し込みを受け付けることができません。

【ご注意③】お手持ちのPASMOはすでにオートチャージが設定されていますか？

お手持ちのPASMOがすでにPASMOオートチャージサービス設定済みPASMOである場合、お申し込みいただけません。(PASMOオートチャージサービスの有効期限満了後、6カ月間を含む)

お手持ちのOPクレジットカードについて

【ご注意】お手持ちのOPクレジットカードは、ご本人名義ですか？

オートチャージの決済クレジットカードは、お申込者ご本人名義のクレジットカードに限ります。ご本人以外のクレジットカードの場合はPASMOオートチャージサービスの申し込みができません。

ご投函前にご確認ください!!

- PASMOの番号に誤りはありませんか。
- クレジットカード番号、有効期限に誤りはありませんか。
- すべての項目に記入されていますか。
- PASMOはすでにオートチャージ設定されていませんか。

PDF版 当社使用欄2

【お申し込みにあたっての注意事項】

- ※モバイルPASMO・Apple PayのPASMOでのPASMOオートチャージサービスは、本申込書ではお申し込みできません。
- ※本申込書ではOPクレジットカード、JALカード OPクレジット以外のクレジットカードでPASMOオートチャージサービスをお申し込みできません。
- ※無記名PASMO、小児用PASMO(介護者用)ではお申し込みいただけません。
- ※お手持ちのOPクレジットカード、JALカード OPクレジットですすでにPASMOオートチャージサービスをお申し込みいただいている場合、新たなお申し込みはできません。(1枚のOPクレジットカード、JALカード OPクレジットに対して、2枚以上のPASMOにオートチャージサービスをお申し込みいただくことはできません。)
- ※株式会社パスモおよびクレジットカード会社の審査によりご希望に沿えない場合もございますので、予めご了承ください。
- ※本申込書のご返却はいたしかねますので、ご了承ください。
- ※本申込書の商品・サービスは2026年1月現在のものです。

※PASMO・モバイルPASMOは株式会社パスモの登録商標です。 ※Apple PayはApple Inc.の商標です。
※PASMOオートチャージサービスは、株式会社パスモが提供するサービスです。